

平成29年度

流山市指定介護保険サービス事業者等

集団指導

居宅介護支援事業所

介護予防支援事業所

流山市 健康福祉部 介護支援課

☎04-7150-6531 (直通)

平成29年度 流山市指定介護保険サービス事業者等集団指導

目 次

1 平成30年度改正について	1
2 申請・加算・減算について	8
3 介護報酬請求時の注意事項について	11
4 流山市介護予防・日常生活支援総合事業	15
5 流山市高齢者給食サービスの変更点について	17

1 平成30年度改正について

平成30年度改正 ー運営基準についてー

1. 第1条の2 第4項

…障害者福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談員支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にした。

2. 第3条 第2項

…管理者要件の見直し

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任介護支援専門員であることを管理者の要件とする。

※3年間の経過措置期間を設ける。

3. 第4条 第2項

…契約時の説明等

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬を減額する。

4. 第4条 第3項

…医療機関との連携促進

居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。

5. 第13条 9号

…ケアマネジメントプロセスの簡素化

著しい状態変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等により、ケアマネジメントプロセスを簡素化することを可能にする。

6. 第13条 13号の2 …平時からの医療機関との連携促進

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネ自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネから主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。

7. 第13条 19号の2

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付することを義務づける。

8. 第13条 18号の2 (平成30年10月から施行)

統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出ることとする。市町村は地域ケア会議の開催等により、届出られたケアプランの検証を行い、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。

※「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、10月から施行。

平成30年度改正 一介護報酬体制について一

1. ターミナルケアマネジメント加算(仮称) 400単位/月

…頻回な利用者の状態変化等の把握等に対する評価の創設

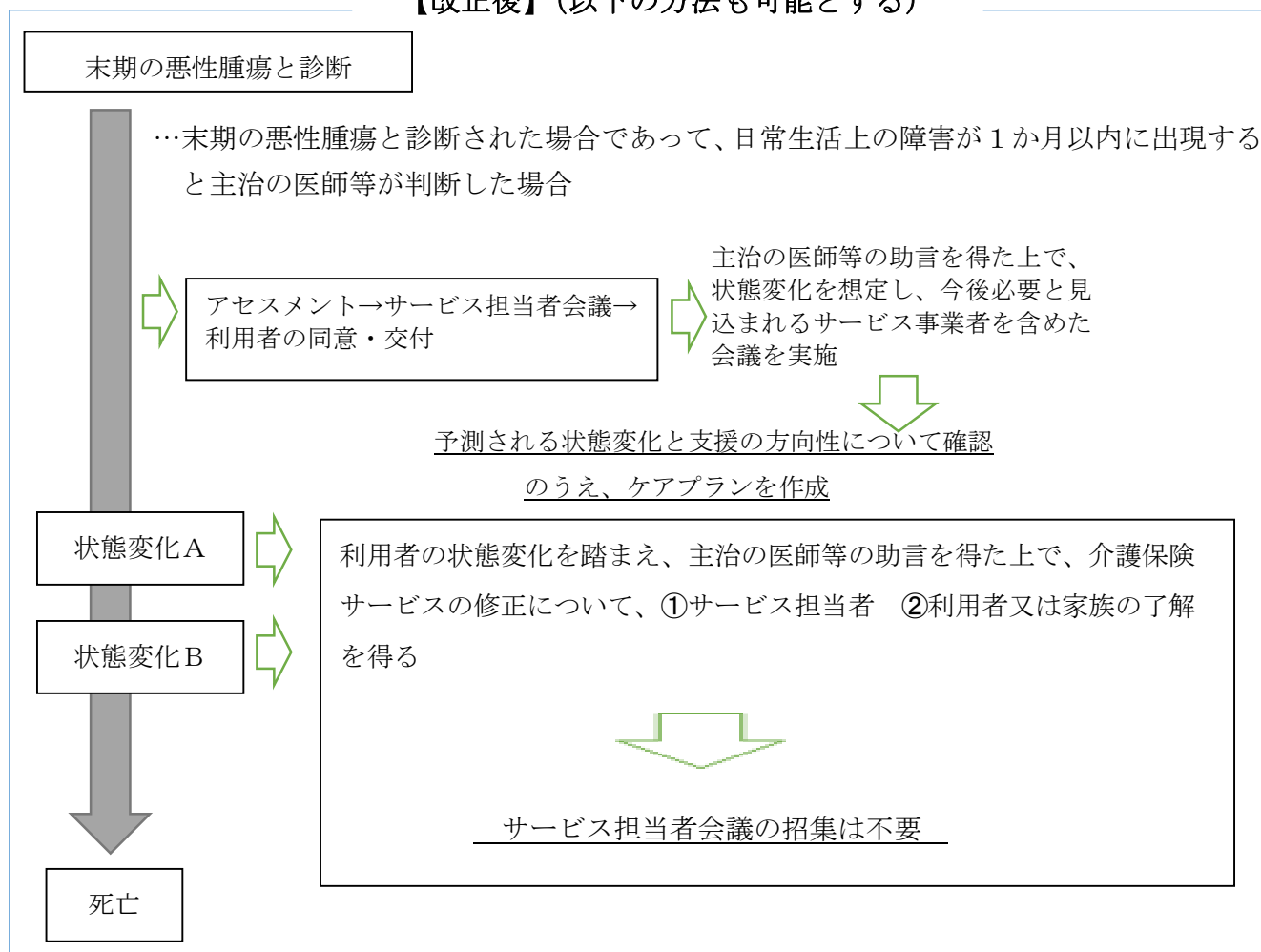
・対象

末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

・算定要件

- ① 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
- ② 利用者又はその家族に同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問
- ③ 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主事の医師等及びケアプラ

【改正後】（以下の方法も可能とする）



2. 入院時情報連携加算（案）

…入院時における医療機関との連携促進

【現行】

（新設）

【見直し案】

入院時情報連携加算（Ⅰ）200 単位

○入院後 7 日以内

○医療機関を訪問して利用者の情報を提供

入院時情報連携加算（Ⅱ）100 単位

○入院後 7 日以内

○医療機関に対して訪問以外の方法で利用者の情報を提供

入院時情報連携加算（Ⅰ）200 単位

○入院後 3 日以内

○医療機関を訪問又は訪問以外の方法で利用者の情報を提供

入院時情報連携加算（Ⅱ）100 単位

○入院後 7 日以内

○医療機関を訪問又は訪問以外の方法で利用者の情報を提供

3. 退院・退所加算（案）

…退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進

【現行】

連携	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
1 回	3 0 0 単位	3 0 0 単位
2 回	6 0 0 単位	6 0 0 単位
3 回	—	9 0 0 単位



【見直し案】

連携	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有
1 回	4 5 0 単位	6 0 0 単位
2 回	6 0 0 単位	7 5 0 単位
3 回	—	9 0 0 単位

4. 特定事業所加算における追加評価（案）（平成31年度から）

…医療機関等との総合的な連携の促進

特定事業所加算（Ⅳ） 125 単位／月

・算定要件

- ①退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を、年間35回以上行っている事業所
- ②ターミナルケア加算（案）を年5回以上算定している事業所
- ③特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）のいずれかを算定している事業所

5. 特定事業所加算の見直し（案）

…地域における人材育成を行う事業者に対する評価

・引き上げ要件

地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加
⇒特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）いずれも該当の必要あり

・新設要件

他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等の実施
⇒特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）いずれも該当の必要あり

6. 特定事業所集中減算の見直し（案）

- ・現行制度では、居宅介護支援の給付管理の対象となる17サービスにおいて集中割合を確認する必要があったが、対象を訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の3つとする。

7. 運営基準減算の見直し（案）

- ・利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務付け、これらに違反した場合は、運営基準減算に該当する。

補足

運営基準減算に該当する場合とは？

…居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（老企第36号第3の6）

（1）居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたっては、次の場合に減算される。

- ①当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月から、当該状態が解消されるに至った月の前

月まで減算する。

②当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

③当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(2) 次に掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

①居宅サービス計画を新規に作成した場合

②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(3) 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情の無い限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

2 申請・加算・減算について

指定居宅介護支援事業所 ー指定・更新等手続きについてー

1. 指定制度の概略

- 流山市内に事業所を設置し、介護保険制度に規定された指定居宅介護支援事業所を運営し、介護報酬を受けるには、流山市長の指定を受ける必要があります。(介護保険法第46条第1項)
- 指定は、以下の事項を審査した上で決定します。(介護保険法第79条第2項)
 - ・申請者が法人であること。
 - ・人員の基準を満たすこと。
 - ・設備及び運営の基準に従い適正なサービスの運営ができること。
 - ・その他役員等が欠格事由に該当しないこと。
- 流山市では、指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則を制定し、規則に基づいて指定等の事務を行います。

2. 指定対象サービス

- 流山市が新たに指定することになったのは、居宅介護支援事業のみです。

3. 申請の流れ

申請について、基本的には今まで千葉県にしていた流れと大きく変える予定はありませんが、提出期日等については異なりますので、以下を御確認ください。

○新規指定申請について

受付方法：電話で日時の予約をしていただき、対面方式で行います。

予約については、受付の前月20日から可能です。

受付期間：原則毎月1日～10日。

指定日：原則申請月の翌月1日。

○変更届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省で定める事項に変更があったときは、10日以内に市に郵送で届出を御提出ください。

○事業の廃止・休止について

事業を廃止または休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1か月前までに市に郵送で届出を御提出ください。

○事業の再開について

事業休止後に事業を再開する場合は、新規申請時と同様に対面方式にて書類の確認を行いますので、新規指定申請と同様に事前に予約を取っていただくようお願いいたします。

○指定の更新について

6年ごとに指定の更新を受ける必要があります。

千葉県では例年7月頃に、10月から翌年9月までに指定有効期限を迎える事業所に対して通知をしていたようですが、流山市では、平成30年度中に有効期限を迎える事業所に対しては、個別に案内する形で実施を考えています。

指定有効期限の2ヶ月前までに、関係書類の御提出をお願いいたします。

別途通知いたしますが、平成30年度中に指定有効期限を迎える事業所については、時期等について事前に御確認をお願いします。

○各種提出書類について

申請に必要な書類の様式や具体的な申請方法について、手引きを作成しております。

平成30年4月1日までにホームページに公開できるように進めております。

4. 特定事業所加算について

○届出について

加算適用月の前月1日～15日に郵送で受付

※流山市で受け付けるのは、平成30年5月1日異動（予定）のものからです。

5. 特定事業所集中減算について

○判定期間

前期：3月1日～8月末日（適用期間：10月1日～3月31日）

後期：9月1日～2月末日（適用期間：4月1日～9月30日）

○提出期間

前期判定期間分：9月15日まで

後期判定期間分：3月15日まで

○提出書類

作成・保管していただくもの、紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合に御提出いただく書類については、基本的に千葉県に提出していただいていたものと大きく変更はありませんが、手引きや様式等作成し、平成30年4月1日までに市のホームページに公開できるように進めております。

3 介護報酬請求時の注意事項について

1 日割請求における起算日

月の途中で利用開始の契約を締結した場合等は、包括報酬ではなく日割計算を行う必要があります。日割りの算定方法は、実際に利用した日数にかかわらず、起算日に応じた日数による日割りとしてください。起算日については、下記を参照してください。

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日			
(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	開始	・区分変更(要介護1～5の間、要支援1⇔2)	変更日		
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始	サービス提供日		
	終了	・区分変更(要介護1～5の間、要支援1⇔2)	変更日		
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止 ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・提出 ・利用者との契約解除	契約解除日 (廃止日) (開始日) (喪失日) (転出日)		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
		・区分変更(要支援⇒要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1 ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始	契約日		
・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所※1 ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型)の退居※1	退所日 退居日				
・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日				
終了	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日			
	・区分変更(要介護⇒要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1	契約解除日			

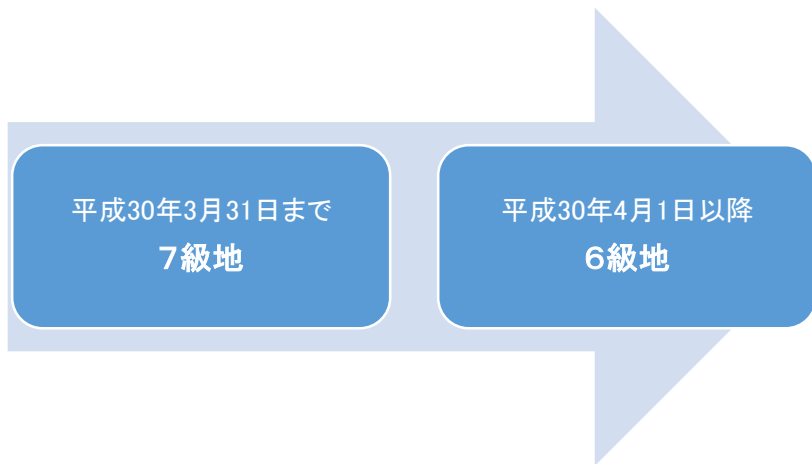
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業廃止 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 	(廃止日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所※1 ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(短期利用型)の入居※1 	入所日の前日 入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 	給付開始日の前日
介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援1⇔2) ・区分変更(事業対象者⇒要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護⇒要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1 ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者との契約開始 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居※1 	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除※1 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所※1 	退所日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援1⇔2) ・区分変更(事業対象者⇒要支援) 	変更日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者⇒要介護) ・区分変更(要支援⇒要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)※1 ・事業廃止 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 	契約解除日 (廃止日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居※1 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始※1 	サービス提供日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所※1 	入所日の前日
介護予防ケアマネジメント費、日割り計算用サービスコードがない加算	—	<ul style="list-style-type: none"> ・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。※1 	—

		・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	
--	--	---	--

※1 利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

2 地域区分について

本市においては、従来より7級地に位置付けられていましたが、平成30年度から平成32年度までは、6級地となり、単価が高くなります。当該地域区分の変更は、本市に所在する全ての事業者に影響を及ぼすものであるため、必ず、自事業所に適用される改定後の単価を確認して下さい。



3 他市町村所在の本市指定事業者に対する単価の取り扱い(総合事業のみ)

本市が指定を行う他市町村の事業所(A2・A6)については、本市の定める地域区分による請求になります。他市町村を保険者とする利用者に係る請求については、当該他市町村に問い合わせしてください。

	市内事業所	市外事業所
A1・A5(みなし)	国が定める単位数 × 流山市の地域区分単価	国が定める単位数 × 事業所所在地の地域区分単価
A2・A6(独自)	流山市の単価(流山市が定める単位数×流山市の地域区分単価)	

請求に関するホームページ

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1000764/1000892/1000894.html>

又は

くらしの情報 → 介護保険 → 介護保険サービス事業者に関する情報 → 介護予防・日常生活支援
総合事業の請求について

4 流山市介護予防・日常生活支援総合事業

1 総合事業の対象者

- ①平成27年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- ②平成27年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

★事業対象者とは

基本チェックリストの基準に該当し、手続きを経た方が事業対象者になります。

・利用限度額は、要支援1と同じです。

・総合事業による支援(訪問介護、通所介護、介護予防ケアマネジメントなど)は受けられますが、予防給付のサービスは利用できません。

2 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況

流山市の介護予防・生活支援サービス事業の実施状況は下記のとおりです。

厚労省が示す類型	本市での実施状況	本市での考え方
訪問型サービス	①訪問介護 (現行の訪問介護相当のサービス)	平成27年4月開始 【流山市介護予防訪問介護相当サービス】 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスです。
	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	平成27年4月開始 【流山市訪問型サービスA】 介護予防訪問介護よりも人員等の基準を緩和し、身体介護が必要でない方に生活援助を提供するサービスです。
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	平成29年1月開始 【住民主体型サービス(ちよい困サービス)】 一定の基準を満たす団体に補助金を交付し、住民主体の有償・無償ボランティアが、利用者宅に訪問して生活援助等の支援を提供します。インフォーマルサービスです。
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	平成28年度開始 【短期集中予防サービス】 早期介入による閉じこもり予防及び改善、社会参加の促進並びに介護予防を目的に、保健師等が短期間で集中的に実施するサービスです。
	⑤訪問型サービスD (移動支援)	平成29年1月開始 【住民主体型サービス (ちよい困サービスプラス)】 一定の基準を満たす団体に補助金を交付し、住民主体の有償・無償ボランティアが、移動前後の乗降の支援を提供します。インフォーマルサービスです。

通所型サービス	①通所介護 (現行の通所介護相当のサービス)	平成27年4月開始	【流山市介護予防通所介護相当サービス】 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスです。
	③通所型サービスB (住民主体による支援)	平成29年1月開始	【住民主体型サービス(ちよい通サービス)】 一定の基準を満たす団体に補助金を交付し、住民主体の有償・無償ボランティアが、定期的な通いの場でのサービスを実施します。インフォーマルサービスです。
その他生活支援サービス	①栄養改善を目的とした配食	平成27年4月開始	【流山市高齢者給食サービス】 週3回(昼食又は夕食)を限度に、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等に対して見守りとともに行う配食を提供します。

3 介護予防ケアマネジメントについて

本市が実施する介護予防ケアマネジメントは、以下のとおりです。基本報酬は、ケアマネジメントA・Cともに430単位(初回加算300単位)です。

類型	内容
ケアマネジメントA(原則的な介護予防ケアマネジメント)	・指定事業者によるサービスを利用する場合 ・指定事業者によるサービスと住民主体型サービスを組み合わせて利用する場合
ケアマネジメントC(初回のみ介護予防ケアマネジメント)	・住民主体型サービスのみを利用する場合

5 流山市高齢者給食サービスの変更点について

平成30年4月1日から下記のとおり給食サービス事業の受託事業者、メニュー及び担当課が変更となります。

◆現行◆平成30年3月31日まで

事業者

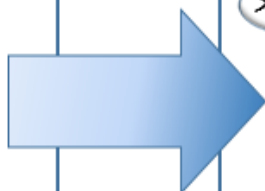
有限会社桜花ライフサービス
(宅配クック123流山店)
住所：流山市流山2丁目287番地の1
電話：04-7150-1147
FAX：04-7150-1147

メニュー

- ①【普通食】
- ②【やわらか食】
- ③【高血圧&糖尿病食】
- ④【腎臓病食】
- ⑤【透析食】

担当課

健康福祉部 介護支援課
電話：04-7150-6531
FAX：04-7159-5055



◆変更後◆平成30年4月1日～

事業者

社会福祉法人 流山あけぼの会
住所：流山市こうのす台634番地1
電話：04-7155-2222 (はまなす苑)
FAX：04-7155-2282 (はまなす苑)

メニュー

- ・透析食がなくなります。
- ①普通食
 - ②【やわらか食】
 - ③【高血圧食】
 - ④【糖尿病食】
 - ⑤【腎臓病食】
- ・味噌汁、デザートがなくなります。
おかずとごはんのお弁当ですが、嗜好を取り入れ、栄養価についても食事摂取基準に沿ったメニューとなっております。

担当課

健康福祉部 高齢者支援課
電話：04-7150-6080
FAX：04-7159-5055